

高橋（稔）委員

公明党の高橋です。よろしく申し上げます。

それでは、私も、午前から自民党さんの質疑もありましたけれども、横浜市の特別自治市構想、それと神奈川県の内り方の検討ということで何点か伺ってまいりたいと思います。

まず、知事は机上の空論というふうに横浜市の特別自治市構想のことを表現されたというふうに報じられておりましたけれども、この真意はどういうところにあったのか、伺っておきたい。

広域連携課長

今、委員からお話のありました知事の発言につきましては、3月末の横浜市の学識経験者からなる研究会の第1次提言を見た上での発言ということで、記者会見等で行ったものでございます。研究会の報告では、特別自治市の経済効果として約5兆円、あるいは県職員の1,200名削減といったようなことの記載がございました。その一つ一つについてコメントしたわけではありませんけれども、結果的に、特別自治市、それは横浜市が県から独立すると、県庁もこのエリアから外に出るということなのかといったようなことを例に出して発言したというものでございます。

高橋（稔）委員

そういう一方的な報告を見てそういう表現になったのかという気もいたします。

それでは、先ほど報告にありました神奈川県の内り方の検討、副局長の答弁によれば、横浜市だけのことを考えるのではなく、県内市町村のことも十分踏まえて本県の内り方を検討していく、こういう話だったかと思えます。それと横浜市の特別自治市構想との整合はどのようにとっていくのか、確認させていただきます。

広域連携課長

神奈川県の内り方の今後の検討におきましては、政令市を含めた県内全ての市町村に大きな影響を与えますので、市町村との意見交換会も設置させていただいて、そういった場の御意見も今後の検討には生かしていきたいということで考えているところでございます。そうした中で、横浜市の特別自治市構想の内容につきまして、今回、大綱の骨子ということで示されたところでございます。横浜市が狙いとしている部分、経済のけん引の役割を果たしていきたい、あるいは、大都市に見合った権限、財源を持ちたい、そういった思いが強く骨子においても記載されているところでございます。

一方では、本県の内り方の検討におきましても、市町村との関係、県だけではなく、国、県、市町村、そういった適切な役割分担の下に、市町村の規模、

態様に応じて市町村の自立性を高めていく、そういった方策も検討していくということもしていくものだと思います。そういった中で、横浜市が求めているものということにつきまして、今後、横浜市とも別の場において意見交換を行いながら、本県の在り方に取り入れられる部分については取り入れて、制度面での争いということにならないような形で、今後、横浜市とも向き合っていきたいと考えているところでございます。

高橋（稔）委員

制度論の争いになる必要はないんですけれども、政令市選出の私ども共通の意見かどうかは別にしまして、私の感覚ですと、大事な県税を横浜市民から託されて、その使い道を県議会でしっかりチェックさせていただくというのが、私ども県議会、特に政令市選出の県議会議員の使命かと思っております。したがって、県内市町村の財政のことにも目くばせ、気配りしながら、そういう意味で大きな県税母体としての政令市のありよう、これについて私どもはしっかり立場を重要視しながら物を言っていきたい、こんなふうに思っているわけですし、政令市選出の県議会議員の使命は本当に大きいというふうに、改めて自覚しているところでございます。

そこで、横浜市が独立と言うことで、県税も横浜市だけで裁量の余地を広げていくということになると、県内各市町村への財政的な影響も大きく出てくるのではないかと、こんなふうに思いますけれども、見解を伺っておきたいと思っております。

広域連携課長

今、委員からお話のございました点は、特別自治市構想の制度と考え方が一番大事なところであろうというふうに考えております。この制度の仕組みをどのように具体的に考えることができるのかというところが、この制度が他の市町村の理解を得られるかどうかの一番大事なポイントだろうとは思っております。ただ、横浜市だけではありませんけれども、全国指定市長会等でも特別自治市構想の主張はあるわけですが、制度的に財政の再配分等についてどのようにするかということについての具体的な検討、それを制度として説明したものというのは、残念ながらまだ出されていない状況というふうには承知しております。横浜市の研究会においても、その部分については第2次提言以降に送るということになっておりますので、今後、こういった形で横浜市が制度設計されるかということに注視していきたいと考えております。

高橋（稔）委員

本来、財政論とそういう制度論というのはセットであるべきかというふうに思うんですね。それで、そ上に乗せて、しっかり国民若しくは県民、また市民、有権者の信を問うというのが常道だろうというふうに思うんです。

それはそれとしまして、本県では県有施設の3年以内全廃ということも掲げておりました。本県の在り方としても、県は一層出先機関の受皿になるということも志向しているわけですが、一方で、今申し上げたように、県有施

設の全廃ということになりますと、何を受けてどうしようとしているのか、本県はどこに行こうとしているのか、こういうことがよく見えない中で、国の出先機関の受皿論だけを主張するのは、なかなかこれまた見えなくなってくると、こういうこともあると思うんですけれども、どういうふうに整合性をとっていくのか確認させていただきます。

広域連携課長

本県では、広域自治体としての県の在り方ということで、これまでも様々な研究や検討を積み重ねておりました、その中では、道州制というのも将来への広域自治体の在り方としては視野に入れて検討してきたところでございますけれども、今後の国と地方の在り方としては、国家はその存立に関わるもののできるだけ特化していく。地方は内政に関する部分を担っていくという大きな考え方を整理しているところでございます。今回の在り方の検討におきましても、そういった蓄積を生かしまして、県の在るべき姿というものを検討していくとしておりました、まず本県が目指す施策、そのために国の権限、それは出先機関の現在行っている権限を含めて、どのようなものが本県に来れば、目指す施策が実施できるのかと、そういった観点から、まず検討していきたいと考えております。

そういった中で、今、お話のございましたように、県有施設3年全廃というようなお話が、今、調査会の意見として出されているわけですが、先ほど来、答弁がございましたように、それを本県としてどのように考えていくのかというのを、これから本県としての考え方を整理していくということがございますので、これから県として実現を目指していく施策、そういったものとの観点から、出先機関の在り方についても合わせて検討していきたいと考えているところでございます。

高橋（稔）委員

こうやって何うと、こういう場ですから、皆さんで共通理解ができるんですけれども、私もよく区民の方、市民の方と対話しますと、横浜市は県からどんどん権限と財源をよこせと。県はそれに呼応しているわけではないんですけれども、3年間でどんどんリストラしていきますということですよ。縮小論に移るわけです、拡大論にはまず移らない。今、最後におっしゃった、国からの権限移譲ということは、余り神奈川県も声高には言っていないように見えるんです。非常におとなしく映ってしまっていて、片や、冒頭おっしゃったように、道州制の旗は降ろしていない。聞きようによっては、言葉は使わなかったけれども、特区なり、そういったもので国から権限をどんどん移譲してもらいたいという思いを込めた表現だったのかというふうにも感じたんです。

どうも横浜市と神奈川県と、権限移譲ということについて全然ベクトルも違えば、温度差があるのではないかと思うんですけれども、この辺はどういうふうに認識されているんですか。

広域連携課長

横浜市については、先ほど二重行政のお話もございましたけれども、まず、県の今持っている横浜市内で実施している権限等についても、もっと横浜市に移譲してほしいというものが幾つかあろうかというふうに思っておりますので、その点については、私どもも可能なものは、基礎自治体として必要な権限については横浜市に移譲するという点については、基本的な考え方でございますので、可能なものは横浜市にも更なる権限移譲を進めていきたいと思っております。

横浜市が、今回、特別自治市構想の中では、県と同等の立場で、更に国に権限の移譲を求めていくといったものもあろうかと思っております。例えば、ハローワークの事務については、これまで横浜市長もいろいろなところで、市としてやりたい事務であるというようなお話もしております。ハローワークについては、昨年来、知事も、地方として事務を行った方が効率的だというようなお話もさせていただいておりますので、例えばそういった事務については、横浜市と県が一緒になって国に権限移譲を求めていく、そういったものもあろうかと思っております。そういった部分については、今後、すり合わせして、横浜と県が一体となって国に向かっていく、そういった形でそれぞれの今後の在り方といったものの整合が図れればというふうに考えているところでございます。

高橋（稔）委員

整合を図れるものは図るということなんでしょうけれども、その前に、権限を横浜市に移譲していくということも志向しており、これまでも取り組んできていますけれども、権限を移譲する側として是非考えていかなければいけないのは、釈迦に説法ですけれども、人口約9万7,000人の西区と、人口約33万4,000人の港北区と、横浜市における庁内分権というのをどうやって考えるかということの議論を、権限を移譲する側としても念頭に置いておいてほしい。そういうことでないと、私は林市長とこの間も議論しましたけれども、今の18行政区そのままいく、権限移譲で特別自治市を目指すということをおっしゃっていますけれども、それはちょっと違うのではないかと。もっと行政区のありようも含めて、権限の例えば拡充が図れれば、これは少し共感を寄せるところもありますけれども、今のままの行政区スタイルでそのまま各区の差異が肥大化するような感じでおっしゃっていたので、それはちょっと違うのではないかとということで御意見申し上げたんです。それはそれとしまして、そういったことを御認識と言いますか、含んでおいていただければという思いでございます。

横浜市内のことはそれとしましても、特別自治市構想は、本県内の方々にも大きな影響を及ぼすと、さっきから議論がありますけれども、県民サービスの視点からすれば、横浜市民だけしか利用できないようなことになると、例えば、いろいろなものがある面で偏在化が一層増えるということになってしまいますけれども、市内在住者ではなくて、市内通勤者等に対しても相応の利便性、こういったものも権限の移譲とともに求められていくべきかと。こんなことについてはどういう御見解でしょうか。

広域連携課長

今、県の持っている施設、あるいは権限等を、特別自治市になった時にどうするかというのは、まだ先の話でございますので、あくまでも仮定のお話でございますけれども、今、お話のございましたように、神奈川県としては、県内全体を見て施設等の設置を行っておりますので、その結果として、横浜市に県内に一つしかない県有施設といったものも多々ございます。したがって、今、委員からのお話もございましたけれども、横浜市のそういった県有施設を仮に横浜市に管理等を引き継ぐということがあったとしても、横浜市民以外が利用できなくなるというようなことは、あってはならないし、想定としても考えられないものではないかというふうに考えているところでございます。

高橋（稔）委員

先走った質問なので、そういうことは当然だというふうに思いますけれども、確かにこども医療センターにしても、がんセンターにしても、おっしゃるように、県内全体の財産と言いますか、応分の利益を享受してほしいという思いがあります。そういうことをはらんでいる特別自治市構想、いろいろな捉え方がされかねない、一人歩きしかねない特別自治市構想だと、非常に生煮えであるという感覚を私は持っているわけです。

そこに来て浮上してきたのが大阪都構想です。さっき、自民党さんの質問でも出ていましたけれども、一本化の様相を呈していますけれども、各党がそれぞれ出しています、特に国の関与ということが最大の関心事なんですけれども、ここについて、各党の違いを確認させていただきたいと思います。

広域連携課長

国の関与のところでございますけれども、民主党、国民新党の案というのが、現行では一番国の関与が大きい案になっております。特別区の設置等の都構想を実現するに当たって、その前段として、事務の配分ですとか、あるいは税財源の配分、あるいは財政調整に関する事項、そういったものについては、現時点の出されている法案では、事前の調整、それから国の同意が必要というところまで書いてありますので、国が同意しないと制度自体、どんなに大阪が求めても、そのとおりにはないというような今の法案になっております。その部分を今後、各党の修正によって、同意までは必要にしないような形でということで協議が進んでいるというような報道もございましたので、そこについて、今後、どういった法案の協議になるのかということも大事な点であろうと考えております。

高橋（稔）委員

国の同意の有無ということとともに、もう一つ、先ほども申し上げました、県民、市民の同意と言いますか、一つの手続としては、住民投票ということになってくると思いますけれども、住民投票の在り方についての違いを確認させていただきたいと思います。

広域連携課長

今、お話のありましたいわゆる住民投票の仕方でございますけれども、現時点では、民主党、国民新党案では、住民投票を必要としており、自民党、公明党案でも住民投票を必要としているということで、対象となる市のエリアで住民投票を必要としているという法案になってございまして、みんなの党の法案については、住民投票の規定は特にないということになっております。

高橋（稔）委員

住民投票というのは、手続論として非常に大きな意味を占めるかと思ってるんですけれども、微妙に民主党案と自公案では、関係市町村なのか、特定市町村なのか、ここがちょっと違うんですけれども、関係市町村の選挙人と特定市町村の選挙人はどのように定義が違うんですか。

広域連携課長

今の時点で、細かくどういう規定になるかというところまで承知しておりませんけれども、書いてあることをそのまま見ますと、特定市町村というのが自民党、公明党案で書いてあるわけですけれども、今の案ですと、政令指定都市だけではなくて、その周辺の市も都構想の対象になるということがあって、指定都市と近接の市町村というのを含めて特定市町村と呼んでいるというのが、自民党、公明党の法案になっております。

民主党、国民新党の案ですと、同様の部分を関係市町村と称しているというふうに読めますので、結果的には同じことを指しているというふうにも読めるんですが、法案のつくりの問題かもしれません、読んだ限りでは、同様の効果を指して呼び方が違っているというふうに、現時点では受け止めているところでございます。

高橋（稔）委員

頂いた資料の参考1の5ページ目になりますけれども、一番下段のところに、想定される本県への影響というのがあるんですけれども、つまり協議会構成団体の①②③と、それぞれの政党案でバリエーションが示されているんですけれども、これはどういうふうに理解したらいいんですか。

広域連携課長

今、想定される本県への影響のところでは記載しております協議会構成団体は、あくまでも政令指定都市に限って記載しております。実際、法案等によりますと、政令指定都市に隣接する市町村も、議会等でそういう方向になれば一緒に特別市になることができるということになっておりますので、指定都市にプラスして近接の市町村も可能ではありますけれども、人口要件等を考えたときに、もう一つの考え方として、この資料では、指定都市に限定して記載しているところでございます。

高橋（稔）委員

この協議会構成団体で、例えば横浜市プラス神奈川県とあります。この場合の横浜市というのは横浜市民、神奈川県なら神奈川県民だというふうにとらわれてしまうんですけども、神奈川県を行政体として認知していく上では、神奈川県民がその主体者たるものになってくるのか。そうすると、横浜市プラス神奈川県といった場合の住民投票の対象者というのは、さっきおっしゃった特定市町村の選挙人とか関係市町村の選挙人とか、住民投票対象要件とどういうふうに見比べればいいのでしょうか。

広域連携課長

今回のそれぞれの政党の住民投票の考え方につきましては、都構想でございますので、協議会を構成する指定都市も含めた市町村、そのエリアが特別区になるという制度でございますので、従前の市町村から特別区になる、そこにお住まいの方々に対して住民投票を想定しているというふうに理解しているところでございます。

高橋（稔）委員

そうしますと、本県でも、大阪都構想にのっとった形でやろうと思えば可能だと。その場合には、当然、横浜市にくっついたと言いますか、プラスされた方々が住民投票の対象者になる、こういうことですね。

広域連携課長

お話のとおりでございます。

高橋（稔）委員

そのとき、住民投票の要件がここにも手続論として記載されていますけれども、住民投票制度は本県の自治基本条例の中でも定められております。16条の中で、県は県政に関する重要な事項について県民の意思を問うため、県民による投票を実施することができるという規定でありますけれども、この県民投票制度に関しては、神奈川県県民投票制度のあり方検討会でこれまで検討されてきたというふうに承知していますけれども、この検討会の経過を振り返って確認しておきたいと思えます。

広域連携課長

今、お話のございました神奈川県県民投票制度あり方検討会でございますけれども、平成21年7月に設置されたもので、県会議員の方々並びに市長会、町村会に委員の推薦を求めるとともに、公募の委員の募集も行った上で、平成21年9月に第1回の検討会を開催いたしまして、同じ年度の平成22年2月まで、計5回の会議を開催したものでございます。

検討会の議論でございますけれども、まず、県民投票制度の検討に係る論点の抽出を行ったということで、その論点に基づきまして県民投票についての基本的な論点及び県民投票の対象として想定される事案に係る考え方を中心に検討を進めたということで、平成21年12月に検討状況の中間取りまとめを行った

ということでございます。最終の結果として、平成22年2月でございますけれども、県民投票制度の直近に当たっての論点というものを取りまとめて終了となっているものでございます。

高橋（稔）委員

まだ検討途中ということだと思っておりますけれども、課題も幾つかあって、長短含めていろいろあるんだと思っておりますけれども、今後の課題克服と方向性について及び時間的な間隔、スケジュール感といいますか、どういうふうにお考えなんですか。

広域連携課長

県民投票制度の在り方につきましては、指針の策定に当たって、今回、御報告いたしましたように、先般の第1回定例会で素案の形で御報告させていただいた際に、所管の常任委員会及びその時の特別委員会でも大変厳しい御意見を頂きました。検討会で、結果的に両論併記になった点が多々ございました。それから、国においても自治法改正に向けて、住民投票の在り方についての議論もありましたが、結果において、地方制度調査会でも結論が見送りになっているという部分がございますので、県民投票制度の在り方については、慎重の上にも慎重に検討するということと御意見を頂いたところでございます。そういった点も含めまして、所管は県民局でございますけれども、今後、慎重な検討をしていくということで、現時点で制度としていつまでに検討してまとめるといったものは、特段設定しておりません。

高橋（稔）委員

大阪都構想については、住民投票ということと明記されておまして、今後、横浜市も、先ほど来出ていますスケジュールの中で、横浜特別自治市構想なるものも当然住民投票、こういったものが必要になってくるのかと思います。先ほど来申し上げていますように、横浜市特別自治市構想は横浜市だけの問題ではなく、本県の関係市町村にとって重要なことだろうと認識しますが、その場合の自治基本条例に定める本県にとって大変重要な事柄ということになってきますと、横浜市の定めた住民投票によるのか、今申し上げた本県の神奈川県民住民投票制度によるのか、この辺のところはどういうふうに考え合わせていったらいいのかと思っておりますけれども、非常にセンシティブな問題な気がしますけれども、どういう認識ですか。

広域連携課長

特別自治市制度が仮にできるということになりますと、今の横浜市の主張のとおり、その大筋が認められた上での制度ということになりますと、全く新しい地方自治体がつくられるということになろうかと思っております。そうしますと、何らかの法の改正、あるいは新法の制定といったものが必要になろうかと思っております。その際には、今回の大阪都構想のように、その移行に当たっての住民の方の意思の把握をどうするか、議会での議決でいいのか、あるいは住民投票を

法としても用意するののかといったところは大きな論点になろうかと思っております。

まずは、大本の制度の創設の段階で、住民投票の在り方についてどのような議論が行われるのかといったところが第一段階でございまして、そここのところで仮に住民投票の規定がなかったとき、それでは本県として独自に住民投票をとるようになるのかということになるのではなかろうかと思っておりますけれども、余り先の話なので、想定としては、現時点はここまでが精一杯かと思っております。

高橋（稔）委員

大阪都構想が、法律ができて制定されていくということになれば、それに追従して、すぐ、特別自治市構想がまた新法ができてというのは、連続してそういう作業がなされていけば、横浜市の思うとおりに事が動くでしょうけれども、これもまた厳しさがあって、タイトな日程になるわけです。現在の国会情勢では、なかなか難しい。来年は横浜市長選挙もあるということで、大変タイトな日程になってくる。

それはそれとしまして、もし横浜市単独の適用法令だと、憲法問題になってきてしまいます。日本国憲法第95条の国民の過半数の賛成を得るという話になってしまいます。ですから、大きな問題になってしまうということであろうかと思っております。そういった意味では、先がなかなか見えにくいというふうに思っておりますけれども、そういう状況の中で、大阪都構想なるものが浮上している中で、本県としては、横浜市とどういったスピード感で会議自体を設けていくつもりなのか、最後に確認させてください。

広域連携課長

横浜市とは、横浜市の特別自治市構想に関して、まず局長レベルで意見交換を行うというところまで了解ができています。今後、具体的に横浜市の構想、素案の骨子なり次のものなりに基づいて、個別に意見交換させていただいてまいりますけれども、年内に市としては大綱全体を取りまとめようというお話でございまして、本県が秋口に本県としてのこれからの在り方をまとめていくという中で、先ほど権限等のお話にも御回答させていただきましたけれども、可能な範囲で横浜市の市長とすり合うような形での本県の案ができれば、それから、横浜市としての素案をつくるに当たって、本県の考え方が多少なりとも伝わって、それを反映していただければという形で、意見交換の場を設けていきたいと考えているところでございます。

高橋（稔）委員

どういった制度がいいのか、しっかり市民、県民目線で議論していただくことを強く要望しておきたいと思っております。

時間もなくなってまいりまして、最後に、本庁機関の再編について伺っておきたいと思っております。

御説明の中でも、様々な社会的要因を踏まえまして、高齢者介護、高齢者住宅施策等を一体的に推進していくようなことも踏まえまして、クロス・ファンクショナルで政策実現していくことが望ましいと私は考えているんです。先ほど、福祉、医療、例を挙げながら組織再編ということも試行しているとの説明を受けましたけれども、こういった局の垣根を越えていく、そういう本庁再編、こういうこともあり得るのかと申しました。住宅、雇用、高齢者、場合によっては障害者、こういったことも今の住民ニーズでは強く求められているところかと思えますけれども、一方では、そういう局を乗り越えていかなければいけないということもあります。スピード感もこれまた要求される。こういうことを考え合わせますと、本庁の機関再編に向けて、今、どういう検討段階なのか、確認させていただきたいと思えます。

人材課長

平成25年4月に向けた本庁機関の再編でございます。基本的な認識といたしまして、現在の局の形、所管業務が今の形になってから大分時間が経過しているところでございます。その間、県政を取り巻く環境もいろいろ変化している中で、今の局の在り方が県の施策事業の推進の単位として果たして最適かどうかということを変更して見直してまいりたいという、こんなことを考えております。今、御指摘がございましたように、報告書にもお示ししました。例えば医療ですとか福祉、また次世代育成等、県民ニーズが高い行政分野に着目いたしまして、正に意思決定のスピードを高める、それから施策を迅速かつ着実に推進していく、こういうためにどのような組織が望ましいのかといった視点で、現在、いろいろと各局のお話なども伺いながら検討している状況でございます。

また、いわゆるクロス・ファンクショナル、部局横断的な課題に対してでございますけれども、例えばプロジェクトチームを設置したり、あと関係部局の職員の兼任体制をとると、こういった柔軟な対応をしてくれているところでございますけれども、こうした仕組みを十分に活用して、部局間の調整、連絡を図るとともに、例えばクロス・ファンクショナルを担う職員を組織の中にきちっと明確に位置付けていくと、こういったことも含めて組織執行体制の一層の強化を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

高橋（稔）委員

これで最後にしますが、この分野でも、県民、市民のニーズと言いますか、欲せられているものにしっかり応えていくということは当然のことだと思います。役所のための組織再編であってはならないというふうに思いますし、是非そういった意味で、意思決定の迅速さ、そして何よりもそこからもたらされるサービスの充実とそこから享受されるものの一層の拡充、そういったことが根幹になくってはならないんだらうと思います。

また、冒頭から質問させていただいています、とりわけ政令市との同様な行政、二重行政とは言いませんけれども、同様な分野での行政のクロス・ファンクショナル、そういうことも強く取り組んでいただくことを要望しておきたいと思えます。

また議論させていただきます。